

学校法人大阪医科薬科大学 大学発スタートアップ の支援に関する規則

(令和8年5月11日施行)

(目的)

第1条 この規則は、「学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）大学発スタートアップの認定に関する規則」（以下、「認定に関する規則」という。）により称号を受けた認定大学発スタートアップの円滑かつ適正な支援のために必要な事項を定める。

(支援内容)

第2条 法人は、認定大学発スタートアップからの申請に基づき、次に掲げるもののうち、大学発スタートアップの事業目的及び法人への貢献内容等に応じて、必要と認める支援を行うことができる。

- (1) 法人が所有する知的財産権のライセンス供与、ノウハウ等の使用に関する優遇措置などを受けること。
- (2) 法人の施設・設備を使用すること。
- (3) 法人の施設を使用する場合において、その期間中のみ、登記の住所を当該施設の住所とすること。
- (4) その他理事長が必要と認める支援を受けること。

(支援の条件)

第3条 前条各号に定める支援を受けようとする認定大学発スタートアップは、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 認定に関する規則第4条に該当すること。
- (2) 認定に関する規則第6条第1項の義務を履行していること。
- (3) 認定に関する規則第6条第2項及び規則第8条第1項該当しないこと。

(支援期間)

第4条 認定大学発スタートアップの支援期間は、3年を超えない範囲で理事長が必要と認める期間とする。ただし、再申請を妨げない。

(支援の申請・決定・通知)

第5条 第2条各号に定める支援を受けようとする認定大学発スタートアップは、理事長に大学発スタートアップ支援申請書を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、理事会の議を経て、支援の可否を決定する。
- 3 理事長は前項の決定をしたときは、「大学発スタートアップ支援決定通知書」、又は「大学発スタートアップ不支援決定通知書」により申請者に通知し、前者においては、法人の関係部署にその決定内容を周知する。
- 4 前項の決定通知を受けた認定大学発スタートアップは、速やかに法人の関係規則・規程

等に従い、必要な手続を執らなければならない。

(大学発スタートアップ支援に関する契約締結)

第6条 前条第2項における支援の決定をした場合、法人は認定大学発スタートアップとの間で、大学発スタートアップ支援に関する契約を締結しなければならない。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規則は、令和8年5月11日から施行する。